

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により桜井市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

令和六年四月二十六日

奈良県知事 山下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 三洋堂書店桜井店

所在地 桜井市大字上之庄三一四―一ほか

二 桜井市から聴取した意見の概要

- (1) 各種関係法令（地方公共団体の条例を含む。）を遵守すること。
- (2) 大規模小売店舗立地法第四条の指針を最大限遵守すること。
- (3) (1)及び(2)に関連して、速やかに本市の関係部局への相談、協議等を開始し、連絡調整を緊密に行うこと。

三 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課

四 縦覧期間

令和六年四月二十六日から同年五月二十六日まで。ただし、奈良県の休日を含め、奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで